

賃金引上げ支援策特別相談窓口における相談会を開

催しました！



本年 10月 1日から栃木県最低賃金（時間額）が **1,068 円**に改定されたことに伴い、

中小企業・小規模事業者に対する最低賃金引き上げに向けた支援策の一環として、栃木労働局では県内使用者団体、栃木県等と連携して 12月 12日に最終回となる「**賃金引上げ支援策特別相談窓口**」を栃木県庁昭和館 2F 多目的室 2（宇都宮市塙田 1-1-20）に設置しました。今後は、**栃木働き方改革推進支援センター**（tel 0120-800-590）が賃金引上げに資する各種助成金の活用などの相談を承りますのでご利用ください

い。

なお、今回の相談会においても、賃上げを考える中小企業様に対し、「業務改善助成金」や栃木県の事業である「とちぎ賃上げ加速・定着支援金」をはじめとした賃金引上げに関する支援制度について、アドバイスを行いました。

これまで、当窓口をご活用いただきました企業の皆様におかれましては、ご多忙の中足をお運びいただき誠にありがとうございました。

各種リンク

特別相談窓口について

[賃金引上げ支援策特別相談窓口を設置します!!](#)

業務改善助成金について

[業務改善助成金 | 厚生労働省](#)

とちぎ賃上げ加速・定着支援金について

[栃木県／【申請受付中】とちぎ賃上げ加速・定着支援金](#)

栃木働き方改革推進支援センターについて

[栃木働き方改革推進支援センター | 働き方改革特設サイト | 厚生労働省](#)